

第3回畜舎における消防用設備等の特例基準のあり方に関する検討部会 議事要旨

1 日時:令和3年10月7日(木)10:00～11:30

2 場所:WEB 会議

3 出席者

(1) 部会員

関澤部会長、河野副部会長、内山部会員、國重部会員、坂本部会員、竹延部会員、
中野部会員、中林部会員、三浦部会員、水木部会員

オブザーバー

全国消防長会 重田事業管理課長、農林水産省 林課長補佐

国土交通省 原口課長補佐、

(2) 事務局

消防庁 白石予防課長、千葉設備専門官、池田課長補佐、羽田野係長、中原技官、
山本事務官、田中事務官

4 配付資料

議事次第

資料3-1 畜舎における消防用設備等の特例基準のあり方に関する検討部会報告書(案)に
ついて

参考資料3-1 委員名簿

参考資料3-2 報告書(案)に対するご意見と修正の一覧

参考資料3-3 第2回畜舎における消防用設備等の特例基準のあり方に関する検討部会議事
要旨

5 議事

(1) 畜舎における消防用設備等の特例基準のあり方に関する検討部会報告書(案)について

(2) その他

6 主な意見交換 (○:部会員、△:オブザーバー、●:事務局)

- △ 仮眠その他の就寝の利用について、畜舎新法との関係性はどうなるのか。
- △ 仮眠や就寝の利用に供する室を設けないことについては、同様の考えである。
- 台風等による災害のおそれがある場合等に、やむを得ず仮眠をとることについても、仮眠その他の就寝の利用に該当するのか。
- 仮眠室など仮眠や就寝の利用を目的とする室を常態的に設けるなどの場合は問題があると考ええる。ただし、災害時にやむを得ず仮眠をとる行為まで禁止したり、そのような行為を1度でもしたら特例を適用しないというような主旨ではなく、そのあたりは現実的な運用がされると考えている。
- 居室に、寝具等を備え付けておくような場合は、仮眠その他の就寝の利用に該当するのではないか。

- そのとおり。
 - 資料3-1報告書(案)の消防用水について、面積の緩和に関する記載内容と渡り廊下の接続に関する記載内容には、それぞれ見出しを設けるなど、整理が必要ではないか。
 - ご意見を踏まえて整理したい。
 - 今後、各消防本部で運用面のばらつきがないようにしてほしい。
 - リーフレット等を作成し、よりわかりやすく周知していく。
 - これまで、消防法施行令第 32 条に基づく消防用設備等の特例については、消防長・消防署長において個々の畜舎の位置、構造又は設備の状況から、その適用可否を個別に判断しているため、特例内容にばらつきがみられたが、今般の検討部会において検討された特例基準により、統一された見解が示されることで、これまでのようなばらつきは少なくなるものと思われる。畜舎関係者だけでなく消防本部においても業務効率化等の面で重要なものであると考える。
- ※ 検討部会は今回を最終回とし、報告書については、各委員からの意見を整理し反映させた上で、部会長が確認したものをもって、とりまとめとすることとされた。

以上